21 直接国税犯則事件

() ;	起訴	事件	‡数》	及び:	有罪に係る人	員、	金額																	
								起				訬	斥				事				件				
		<u> </u>		分		V (-) >	,												有罪	にも	系る人員及び金	金額	区		分
						前年からの繰越未決	本起	年(万年	計	有 罪	₽ :	無罪	公消	訴格		未 決	懲せ	悠役刑を科 よられたも-		罰	金			
														消				の			人 員	金額			
ļ	<i>H</i> :	ᇙ	⁄担	ŦH.	外	件		1	牛	件	·	‡	件		,	+	件		, , ,	内	71	千円	申告	ᇙ	須 鉛
4	古	所	符	化		X			X	X		X	_			-	Х		X		X	X	甲音	PT	得 税
注		人		税	外															内			法	人	税
						X			X	X	:	X	_			-	X		X		X	X			<i>-</i>
7		の		他	外		••••		X	X		-					X	ortii.	-	内	_	-	そ	の	他
F	_		=1		外															内	_				=1
	合		計			5			8	13	,	5	_			-	8		6		5	57, 000	合		計

調査期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における事績を示した。

- (注) 1 外書は、上級審からの差戻し件数である。
 - 2 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

(2)犯則者違反行為別件数

申告	所 得 税	法	人税	そ	の 他
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
第 238 条	外 X	第 159 条	件 外 X	脱 税 犯 規 定	件 外
第 244 条	外	第 164 条	タト X -	両 罰 規 定	外
合 計	外 X	숌 핡	外 X X	숨 計	外

- (注) 1 この表は、「(1)起訴事件数及び有罪に係る人員、金額」の「有罪件数」のうち脱税犯の件数の内訳を示したものである。
 - 2 外書は、脱税犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。
 - 3 「その他」は、相続税、源泉所得税、消費税及び贈与税である。

22 間接国税犯則事件

(1) 核	食举及	び処理	理状況											,, ,,, =,,										
										酒移	i				揮発油税及び	「地方揮発油和	ź		石油ガス税					
区				分			免 類 造	許等者	者 酉	i 非免許者	小計	犯則者が判明しないもの	計	ほ脱犯	秩序犯	計	地方 揮発油税分	ほ脱犯	秩序犯	計		区	分	
要件処	前線	年 度	きかり 理 オ	らの済	外			件 -	件 -			件 -	件 —	件 -	件 -	件		件	件 -		前年越	度 か処 理	ら の 未 済	要件処
理数	検			挙	外			-		5	3 6		3 6		_	_					検		挙	理数
l n	通	告	処	分	外			-	2	. 5	3 6	_	3 6		_	_					通	告 処	分	
処	告	収	税官	'吏	外			-	-	-	_	_	_	_	_	_				_	収税	官吏	告	処
理	発	2	0	他	外			-	-		_	_	_		_	_			-	_	そ(の他	発	理
済	不	問	処	分	外			-	-		_	-	_	_	-	_				_	不	問 処	分	済
件	通	知	処	分	外			-	-	-	_	_	_	_	_	_				_	通	知 処	分	件
数	不		告	発	外	••••••		-	-	-	_	-	_	_	_	_				_	不	告	発	数
<i>"</i>	処公	訴	分 権 消	前滅	外			-	-	-	_	_	_	_	_	_			-	_	処 公 訴	分斥権	前消滅	
本 処 理	年里未	₹ 8	度 斉 件	末数	外			-	-	-		_	-	_	_	_			_	_	本 処 エ	年 未	度済	末件数
犯税	則	K	係	る 額	外		千	円 -	手円 -	千円 -	千円	千円 -	千円	千円	千円	千円	千円 -	千円	千円		犯税	則(三 传	系 る 額
通 罰 ≉	告 斗 金	≥ †	処 泪 当	分 額	外			-	92 150	•			412 1, 456	-	-	_		_	-	-	通 罰 和	告 斗 金	処 相	分 当 額

調査対象等:平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。

⁽注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(1)	検挙及び処理状況	(続)

(1) 修		~ 0	/C/ <u>I</u> .	VVVL	(紀)		石	油	石	炭	税		たばこ税及び	ドナート	ギァ胎児	旧紅			台	空機	雷 洒	間交					
区					5	}				П				J-1 = V		たばこ	取引所税	印紙税					合計		区	分	
							ほ脱る		秩序		計	ほ脱犯	秩序犯	tel.	計	特別税分				料税							
要件	前繰	年越	度処	か i 理 ź	。 の 未 済	外		件		件	件 -	件 — 件	·····	件	件		件	件		件		件 		前年練	F 度 ;	からの 理 未 済	
型 理数	検				挙	外		-		-		· –		-	-			_				-	- 6	検		———— j	処理数
処	通		告	処	分			_		_	-	-		_	_			_		-		-	- 6	通	告	処 允) 処
~	É	±	収積	兑 官	東			-		-		·		-	_		_	_		-		-		収利	说官!	吏 告	
理	3	発 .	そ	の	他			_		-		-		-								_	- –	そ	の f	他発	理
済	不	ı	問	処	分			_		-	-	-		-	_		_	_		-		-		不	問	処 分	济 済
件	通	ź	知	処	分			-		-	_	-		-			_	_		-		-	- –	通	知	処 分	件
数	不		告	1	発			_		-	-	-		-			_	_		-		_		不	告	- 発	**************************************
200	処公	訴	分籍		前滅			-		-		· –		-								_	- –	処公	分 訴 権	前鴻	
本 処 理	年	F 未	済	件	末数	外		-		-	_	·		-	_			_		_		_			年 理 未	度 済	末件 数
犯 税	則	ŀ	ζ	係	る 額	外		千円		千円	千円	千円 -	千	- 円 -	千円	千円	千円 -	千円		千円		千円	- 千円	犯 税	則	にも	系 る 額
通 罰 ≉		金	相	当			₩ - 1 222	-		-	-	-		-	_		-			-		_	412 - 1, 456	通罰	— 告 科 金	処 全 相	分 当 額

調査対象等:平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間における間接国税の犯則事件について示した。 (注) 1 件数は1事件、1通告又は1通知ごとに1件として掲げた。 2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。

(2) 通告処分及び履行状況

								酒	税		揮	発 油	税	石	由ガニ	ス税	石	油石炭	税	た	ばこ	税					
	区			Í	分		免 計 酒類等 製造者		非免許者	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	ほ脱犯	秩序犯	計	合 計		区	分	
要	前繰	年越	度危	から 行 未	の済	外	件 —	件 —	件	件	件	件	件	件	件	件 -	件	件 -	件	件 -	件	件			F 度 カ	^{いらの} テ未済	要
要履行件数	通	É	寺	処	分	外	-	2 1	1 5	3 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 6	通	告	処 分	履行件
数			計			外	-	2 1	1 5	3 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 6		計		数
	通に	告よ	不る	履告	行発	外	=	=	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	通 "	告不よる	履 行告 発	
履行	通公	訴	告権	消	後滅	外	-	-	-	-	-	_	-	-	_	-	_	-	_	-	-	_	-	通 公 1	告訴 権	後消 滅	
履行等件数	通	<u>F</u>	=	履	行	外	-	2 1	1 5	3 6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3 6	通	告	履行	等件数
			計			外	_	2 1	1 5	3 6	_		_	_	_	-		_	_	_	-		3 6		計		
本履行	· 行	F 未	度済	件	末数	外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	本履	年 行 未	度 済 件	末数
通性相	于 尾	夏 行	f 罰	引科	金額	外	千円 -	千円 92 150	320	千円 412 1,456		千円	千円	千円	千円	千円 -	千円	千 円 -	千円	千円	千円 -	千円	千円 412 1,456	通行相	吉 履 🤊	行罰利	科 金 額

- 調査期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者の件数である。
 - 2 税関分は含まない。

(3) 酒税の違反行為別検挙の状況

							免		許		者							非免許者			計			左の	計 の 酒類に係	う ち
区		分		酒類製造者			酒母、もろみり			酒類卸売	業者			酒類小売業												
			件数	犯則数量	税額	質 件数	犯則数量	税額	件数	犯則数	量	税額	件数	犯則数量	,	税額	件数	犯則数量	税額	件数	犯則数	量	税額	件数	犯則数量	税額
			件	Q	kg Ŧ	円 f	‡ e	kg 千円	件	Q	kg	千円	件	Q	kg	千円	件	e	kg 千円	件	Q	kg	千円	件	Q	千円
第	54	条	_	_	_	_				_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
第	55	条	_	_	_		_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
第 5 第	6条第 1	第1項 号	_	_	_	_				_	_	_	_	_	_	_	外1 5	244, 326		外 ₁	244, 326	_	_	_	_	_
第	" 2	号	_	_	_				_	_	_	_	_	_	_	_	_	-		-	_	_	_	_	_	_
第	" 3	号	_	_	_				_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_
第	4	号	_	_	_	_			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	-	_	_	_	-	_
第	" 5	号	_	_	_	_			_	-	_	_	_	_	_	_	_	_		_	-	_	_	_	-	_
第	" 6	号	_	_	_	_			_	-	_	_	_	_	_	_	_	_		_	-	_	_	_	-	_
第	" 7	号	_	_	_	_				-	-	_	_	_	_	-	-	_		_	-	_	_	_	_	_
第	58	条	_	_	_	_				-	-	_	_	_	_	-	-	_		_	-	_	_	_	_	_
	58 22年度	条 改正前)	_	_	_	_				-	_	_	外2 1	20, 962	_	_	_	_		外2 1	20, 962	_	-	_	_	_
	59 22年度	条 改正前)	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	-	_	_	_
	60 22年度	条 改正前)	_	-	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	-	_	_	_	_	_
合		計	_	_		_	_		_	_		_	外2 1	20, 962	_	-	外1 5	244, 326		外3 6	265, 288	_	-	_	_	_
犯貝した	川者が な い	¥判明 もの	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_	_	_	_

調査期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日

(注) 1 「(1)検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。

2 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

3 (外)書は、2以上の違反条項に該当する犯則事件について、主たる条項以外の条項に該当する件数を示す。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況

揮発油税		地方揮発油	税	石油ガス税	į	石 油 石 炭 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
	件		件		件		件		件
第27条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	_	第28条第1項第1号	_	第24条第1項第1号	-	第28条第1項第1号	_
# 第2号	-	ッ 第2号	-	ッ 第2号	-	ッ 第2号	_	ッ 第2号	_
第 28 条 第 1 号	-			第 29 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	_
ッ 第 2 号	-			# 第 2 号	-	# 第 2 号	-	# 第 2 号	_
# 第 3 号	-			# 第 3 号	-	# 第 3 号	-	# 第 3 号	_
# 第 4 号	-			# 第 4 号	-	# 第 4 号	-	# 第 4 号	_
# 第 5 号	-			# 第 5 号	-	# 第 5 号	-	# 第 5 号	_
# 第 6 号	-			# 第 6 号	-	# 第 6 号	-	# 第 6 号	_
ッ 第 7 号	-			# 第 7 号	-				
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

たばこ特別税	i	取 引 所 税		印 紙 稅	Ź	航空機燃料税		電源開発促進	棁
該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数	該 当 条 項	件数
	件		件		件		件		件
第21条第1項第1号	-	第 14 条 第 1 項	_	第22条第1項第1号	-	第20条第1項第1号	_	第 13 条 第 1 項	-
# 第 2 号	-	第 15 条 第 1 号	-	ッ 第 2 号	-	# 第 2 号	-	第 14 条 第 1 号	-
第 22 条	-	# 第 2 号	-	第 23 条 第 1 号	-	第 21 条 第 1 号	-	# 第 2 号	-
				リ 第 2 号	-	# 第 2 号	-	# 第 3 号	-
				# 第 3 号	-	# 第 3 号	-		
				# 第 4 号	-				
				# 第 5 号	-				
				第 24 条 第 1 号	-				
				# 第 2 号	-				
				# 第 3 号	_				
合 計	_	合 計	-	合 計	-	숨 計	-	合 計	_

調査期間:平成22年4月1日から平成23年3月31日

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」について、違反行為別検挙の状況を示したものである。